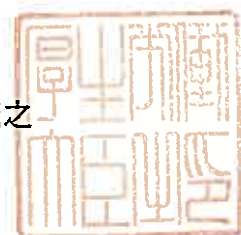


厚生労働省発開 0323 第1号  
令和4年3月23日

労働政策審議会  
会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条第一項第一号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

- 1 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

## 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

### 第一 技能検定に関する見直し

一 技能検定に係る検定職種について、社会情勢の変化及び近年の産業技術の動向等を踏まえ、次の見直しを行うものとする。

1 放電加工について、名称を非接触除去加工に変更するとともに、レーザー加工作業を追加することとし、学科試験及び実技試験の試験科目等の見直しを行うものとする。 (別表第十一の三の三、別表第十二、別表第十三及び別表第十四関係)

2 電気機器組立てについて、シーケンス制御作業を削除し、検定職種にシーケンス制御を追加することとし、等級を特級、一級、二級及び三級に区分するとともに、実技試験の実施方法を製作等作業試験及び計画立案等作業試験とし、学科試験及び実技試験の試験科目等を定めること。 (別表第十一の三の三、別表第十一の四から別表第十三の二まで、別表第十四及び別表第十四の二関係)

3 染色について、型紙なせん作業及びスクリーンなせん作業を廃止するとともに、紳士服製造職種について、紳士注文服製作作業を廃止すること。 (別表第十二、別表第十三及び別表第十四関係)

4 陶磁器製造について、廃止すること。（別表第十一の三の三、別表第十一の四、別表第十一の四の二、別表第十二、別表第十三及び別表第十四関係）

5 1から4までの見直しに伴い、技能士コースの普通職業訓練の基準の見直しその他の所要の見直しを行うものとする。こと。（別表第五、別表第十一の二及び別表第十一の四から別表第十一の五まで関係）

## 二 その他

その他所要の改正を行うこと。

## 第二 施行期日等（附則関係）

### 一 施行期日

この省令は、令和四年四月一日から施行すること。ただし、第一の一の1及び2の事項は、令和五年四月一日から施行すること。

## 二 経過措置

この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。